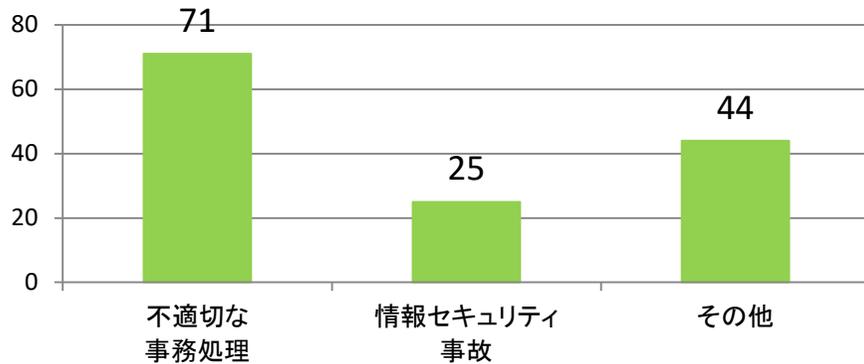


自己点検結果

(参考)

① 過去5年間（平成26～30年度）で発生した不適正事案（全140件／32団体）



「不適切な事務処理」、「情報セキュリティ事故」の案件で全体の7割弱
 「不適切な事務処理」：契約手続や会計上の不適切な処理が主な事案
 「その他」：ハラスメントや欠勤、職務外交通事故等が主な事案

②-1 職務上における受託事業者との接触状況

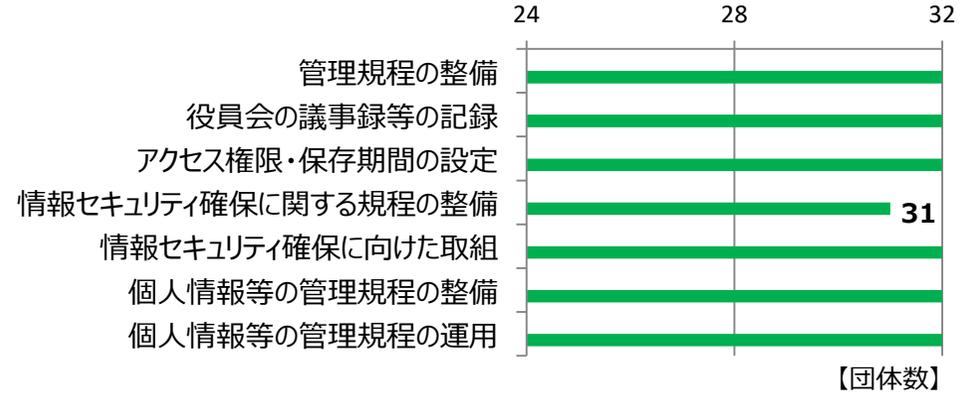
	適切な対応	不適切な対応
ルール明文化	25団体	0団体
ルール未整備	7団体	0団体

②-2 職務外における受託事業者等との接触状況

	適切な対応	不適切な対応
ルール明文化	22団体	0団体
ルール未整備	10団体	0団体

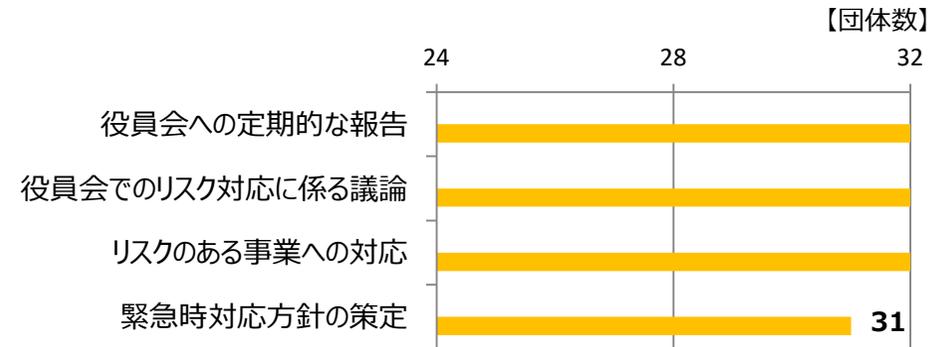
○全団体、適切な対応がなされているが、運用は都に準じて適切に行っているものの、接触ルールを明文化していない団体もあり

③-1 情報の保存・管理体制



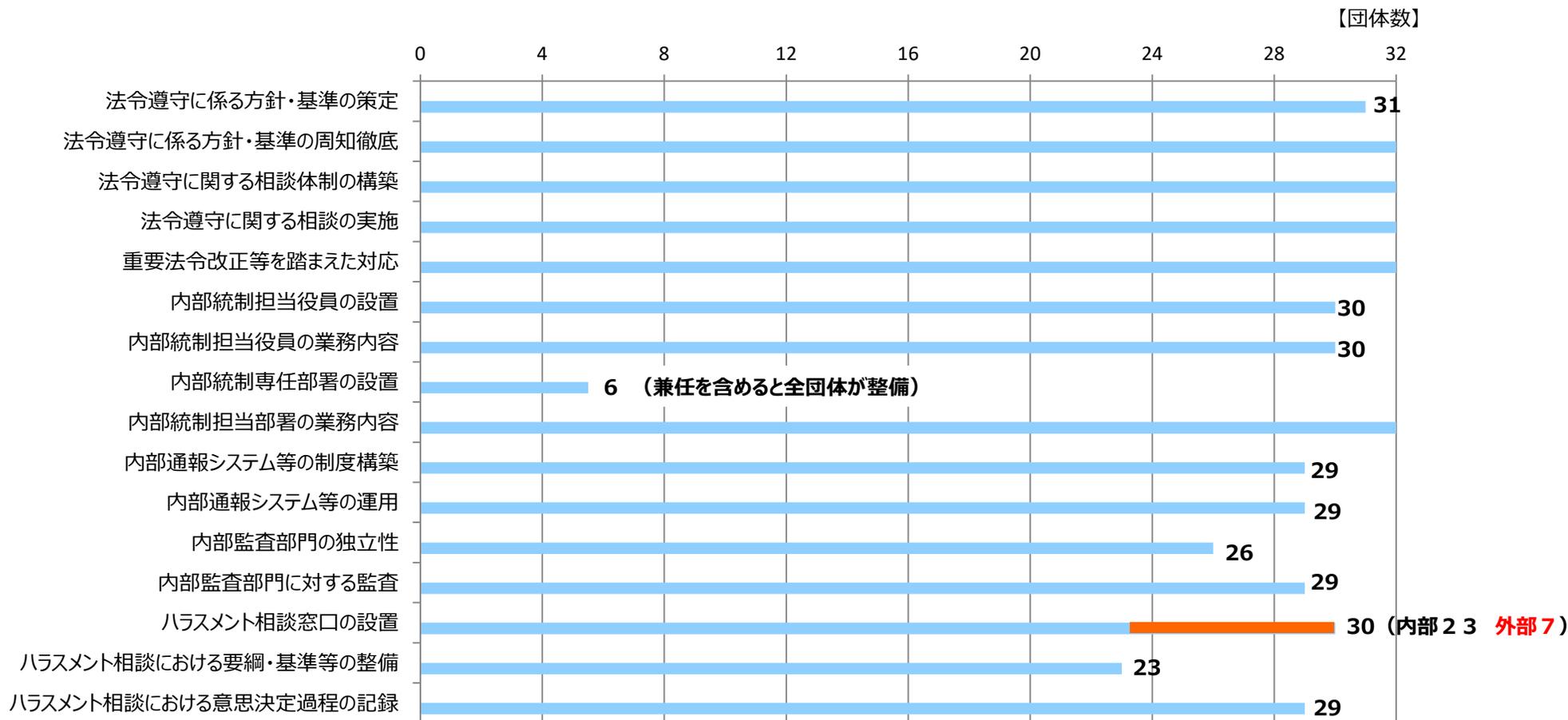
○文書管理規程や情報セキュリティ基本方針等を整備し、適切に対応（未整備の団体は都の規程を準用して対応しており、規程策定の手続中）

③-2 事業運営上のリスク管理・体制



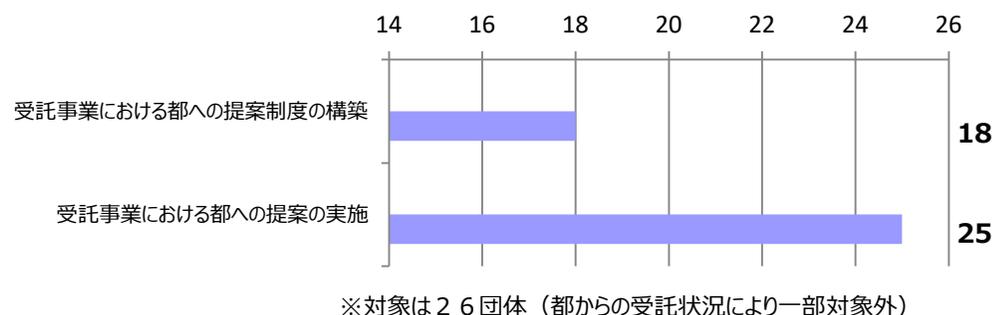
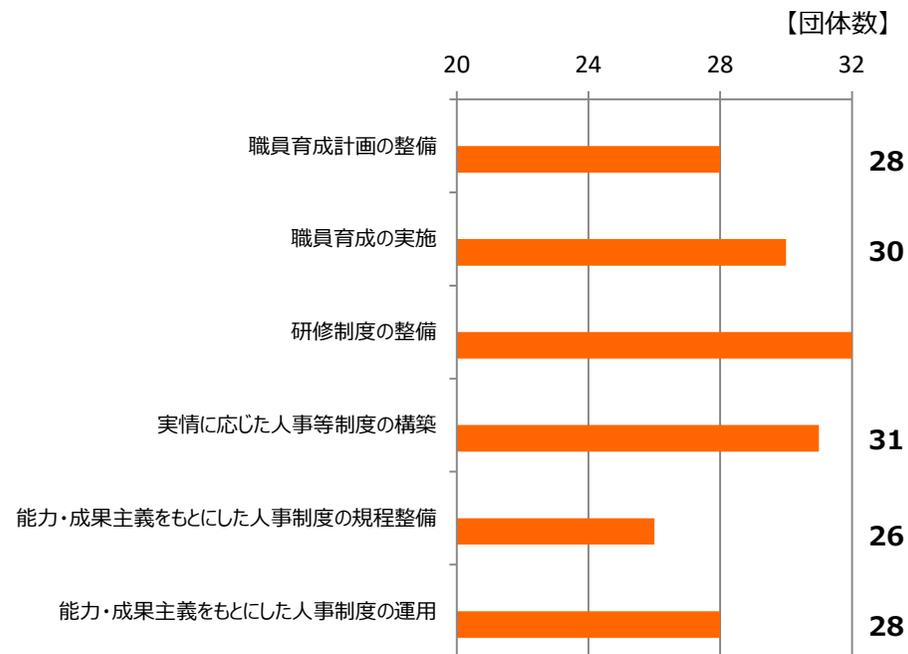
○実務者レベルの会議等を活用して、リスクの情報共有や対応方針を協議するとともに、所管局と連携して対応する体制を構築する等、適切に対応（未策定の団体は、方針策定の手続中）

③-3 法令遵守等を確保するための体制



- 法令遵守に係る規程の整備については、全団体概ね良好
- 内部統制に係る体制の整備について、団体によって対応状況に差異あり
- 内部通報システムやハラスメント相談窓口の体制が不十分な団体が一部あり
- ハラスメント相談における要綱等が未整備の団体も一部あり

③-4 自律的な経営の確保



- 職員育成や法令遵守等に向けて、外部機関も活用しながら、職層別・課題別研修を実施
- 都派遣職員からの技術継承の計画が策定されていない団体も一部あり
- 成果主義を反映した人事給与制度や、都への提案制度が不十分な団体も一部あり

④ 所管局の団体に対する統制

- 所管局は、指導監督基準や協定書に基づき、経営状況や事故等について、団体から適宜報告を受けているものの、所管局・団体間の報告手続や基準について明文化されていない状況
- また、所管局から総務局への報告手続や基準についても、全庁的に統一されていない状況